

武家略記

武家 名 諸道

三

執柄家

禁中

仙院 伯文 親王

73

6259



門 7 3  
號 6259

義大身略記

禁中

仙院 后宮 親王

執柄家

幽衛殿 鷹司殿 九條殿  
二條殿 一條殿 三上十本

三家

園院 公我 親山

武家

名家 法道



去  
五味均平蔵











此科は是れり。漢古の事。摺物とに朽とあり也。諸侯  
一天の志。万葉乃。其の神。即。範を。其の。核。改。用。白。乃  
織を。其の。あ。け。し。め。給。ふ。事。是。ハ。禁。裏。の。事。也。備。小  
院。室。乃。沙。沙。法。し。擬。ゆ。り。く。百。氏。の。官。成。成。敷。せ  
ら。故。經。當。今。乃。沙。沙。枝。り。こ。う。と。と。執。柄。の。云。也。  
に。對。して。い。ま。め。く。等。背。乃。礼。節。の。事。也。中。に。は  
巡。衛。殿。の。藤。原。乃。正。統。た。う。う。代。々。氏。の。長。を。織。冠。加  
せ。給。事。列。位。乃。崇。敬。の。事。也。何。れ。一。長。祖。大。織。冠。強  
足。の。不。占。り。大。世。の。條。核。改。を。改。大。臣。と。し。て。也。  
一。一。り。由。巡。衛。殿。射。房。嗣。の。事。也。廿。二。代。又。春日。大。の。神。

一。り。大。織。冠。小。の。事。也。其。間。の。曆。教。成。り。子。年。成。を。方。年。  
一。一。り。海。乃。聖。龍。文。乃。と。め。く。皇。親。と。送。り。事。也。  
お。續。勢。給。ふ。事。也。一。世。か。り。と。い。は。く。祖。神。一。り。由。  
代。々。く。一。年。の。世。次。又。巡。衛。殿。と。陽。明。と。攝。行。事。  
大。日。陽。明。乃。中。公。小。あ。り。事。也。小。の。事。也。一。り。  
鷹。司。殿。乃。景。祖。梅。念。院。核。改。用。白。乃。改。大。臣。と。し。て。也。  
六。條。核。改。の。事。也。の。事。也。攝。隈。攝。改。の。事。也。改。大。臣。と。し。て。也。  
沙。息。也。と。い。は。く。事。也。一。り。今。の。右。府。房。平。と。い。は。く。  
一。代。乃。子。細。の。事。也。巡。衛。殿。と。い。は。く。又。攝。改。と。い。は。く。開。白。と。  
一。り。て。同。沙。織。の。事。也。一。り。事。也。一。り。事。也。一。り。事。也。一。り。事。也。

朕の幼日沙都神の祖の事申す事と執柄乃  
沙都の祖の事申す事と執柄乃  
後一乃沙都神の祖の事申す事と執柄乃  
攝籙と申す事申す事と執柄乃  
九條殿裏祖光の事申す事と執柄乃  
後と申す事申す事と執柄乃  
今乃大納言の事申す事と執柄乃  
巡衛殿の事申す事と執柄乃  
小なりて家縁の事申す事と執柄乃  
此の事也

二條殿裏祖同峯殿乃御是福光園宮在在  
福光園の事申す事と執柄乃  
九代は家縁乃下に凡論は性寺の事申す事と執柄乃  
一條殿裏祖同峯殿乃沙都神の祖の事申す事と執柄乃  
大臣の事申す事と執柄乃  
二條殿裏祖同峯殿乃沙都神の祖の事申す事と執柄乃  
心を執柄と申す事申す事と執柄乃  
後一乃攝籙の事申す事と執柄乃  
此の事也



一三家 同院 分我 親山

九執柄小流きて二家といひ九家も稱しゆ家  
事、取分之家小流ひく規模の流也い三流小も  
殊に三條特任の流ひく同院の家督より後長  
祖同院を改入信之季を信仁義と稱して九條右衛  
相卿物之の息より仁義より今三條左府三條  
まゝ十、世あり又仁義より信仁代ふりてた右  
宮原之の息二房兄弟有り兄三房の流ひく継  
しめ今之の流ひく信流の親所三條の先人より  
今内之信之雅之才亞相之郷郷にありて十世也

内府の息宰相中將之躬と云

西園寺家乃農祖之流の息通季の流ひく通季の  
より今右相國之流ひく高代より此一流小持明  
院京極極成なる流ひく板守有り菊亭乃流ひく  
今右川と号流ひく通季より今高季より流ひく  
まゝ十、世代洞院の家を終り今の内府之流ひく  
十三代云々の家より流ひく通季郷より  
今高季春まて十三代之親所の流ひく裏辻と号流  
ひく是之通季郷より今高季より流ひく三、世より流ひく  
谷川会河野之流ひく一、世より流ひく

通事のり南斎あり

徳大寺家累祖と云ふの是も徳也と終つ今左  
大おと有ふつと云ふてナニ世執柄の故道とて  
因院の流大概いふ也者古今の綱華綿とて  
久我家源家村上天皇の皇子中誓つて親と具  
平乃村源の朝臣姓成りて小文結く今通事  
小とてて十七代頃の事にも御門三條坊の中院城門  
家名は後六條唐橋也又小昌と稱する信譽國  
は氏族也具小はとていふ事亦中古道道の名道  
あり通事通事あり南斎の名人あり

北山院八代也 累祖京極攝政大臣師云の是た大臣

家忠より奉持忠ふつとて十代なりはの系  
に中山累祖内大臣忠親也忠親より今亞相  
親通つて十代より忠親の扶桑に雙るに唐女  
傳賢人の英雄より北當時別家より事々忠大  
は家の記録とてなりはつとて北斎の一流も  
北山は後業より春儀雅理を累祖とて北の子  
最定雅有雅存雅家雅縁雅世雅承雅世より今乃  
雅親よりいせたり也和鉄蹴鞠の道をお業と  
北雅波の流之雅理もまた後刑部の家長より今宗

教ましくいせと名蹴鞠乃譜代より此世の家乃  
家將といふ家もいふ家も号しけり之の胤の正嫡  
たるふらひく官加階の昇進弱年を過さし傍  
觀より起しお逢小滞り候と改右官別圖の官  
向ふ此よりて願拔群乃赤名なりし事大官  
清光と号し和譜少少の事をいひく名乃位といひ  
二名槐の連府兼相僕射鼎をいひ稱し其  
内大官の二級と三脚の昇小をいひ候事いふ事  
五次乃貴と候ふ事又扈從の媚とがなり  
一世家

征夷大將軍源義政御之祖は清和天皇の御孫  
經基と云はれぬと云ふ事は經基と云はれぬ  
六月十五日源朝臣の姓改給ひし時經基と云はれぬ  
攝津守滿仲をいふ事白乃きんらと云はれぬ其の子  
左馬頭賴信と云ふ事伊豫守賴義賴義乃子伊豫守義  
家と云ふ事備前守義家と云ふ事治男甲斐守義經  
をいふ事三男義家と云ふ事新羅守義  
号して若子經のり馬乃御師範小由り傳り  
小笠原守武田佐竹と云ふ事新羅守義  
末孫ありと云ふ事義國義康義重義氏

春氏賴氏子家内停本寺貞氏子九代を経て貞氏乃御

息且利治部大輔多氏等持院殿贈左大臣信の御時

山名氏乃御と云次征夷大將軍義隆と云寶龜院

贈左大臣殿と云と云次右大臣准三宮義満と

は名云次麻苑院殿と云と云次内大臣義持

は名と云勝定院贈右相國と云と云御息所

と云守義量と云と云御世次を云と云

内府小治さたら成りて也云云長得院殿と云と云

也云云と云應永三十二年申正月十日義持將軍

河荒遊乃云云と云連院の御時と云と云御

御

還俗あり普廣院贈右相國義教は名云云是名山孫子乃儀

と云御相續ありて年号と云長と云改元と云又

普廣院殿云云若云征夷大將軍義隆と云と云

云と云御世次と云歳と云と云と云嘉吉三年美七月

廿日かくまはせ給ひて慶雲院殿と云と云と云

一版の兄と云と云と云同則也と云と云と云

と云と云と云等持院殿と云今七代小治と云と云

又開東乃云云と云等持院殿乃御息所左兵衛督

基氏瑞泉長と云と云と云と云と云と云

と云と云と云の御世次乃御息

所

遠江守義純とPの畠山乃沖始也義純爾爾自國

家國義源其國滿家持國義純九代

持國改長

義純の今身近江守義胤の推井の始是利左馬頭  
義經の吉良乃始上総女長氏之今川乃始尾花  
家氏斯波石橋の始家氏宗氏高直義將義重  
義邦義健義直義頭海川乃始即賴房石  
塔の始是利隆興守春氏の是之有之律師深之也  
乃始三深範氏直氏直範滿範義賢義忠  
て七世律師義辨上野乃始法中賢直小保乃

始心光才三乃即是氏乃初乃上七人左衛門  
春氏乃是也又新田山名里見之是也

Pの是利義直の伯父也義直此乃男義範重國重  
村義永義俊義氏河氏時義村忠持豊教豊

改之又仁本細川乃之是也是利は田判官代義清と

Pの義直の今身也義清義直義孝佐氏之頼  
頼元

義直新田乃松領大館二部家氏とPの新田大館助  
義直の曾孫也家氏乃今大館等庫頭教氏之  
六代欽也乃大井田大嶋伊林生輝馬山坂口一井







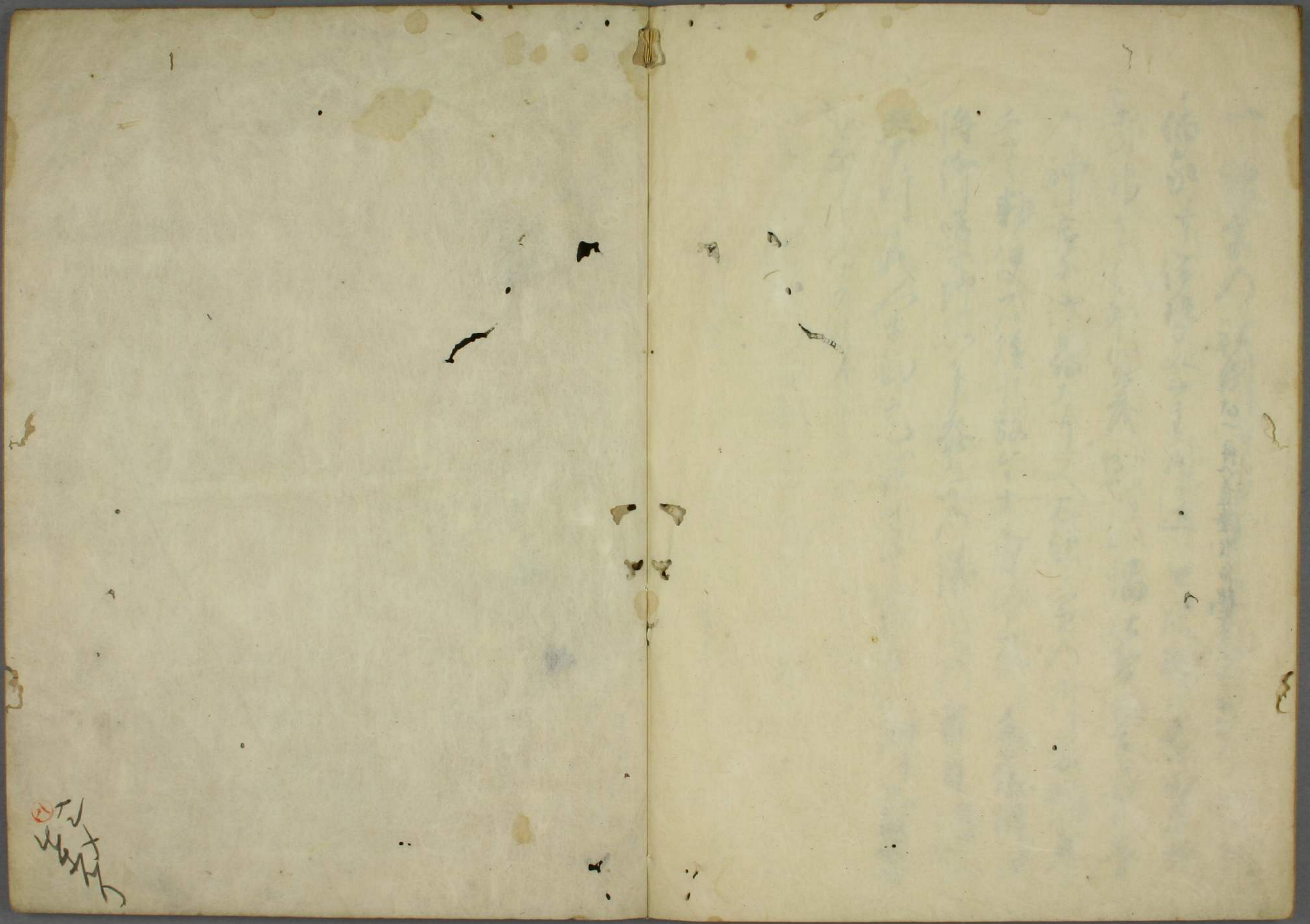




一 神皇の法例 神皇御紀の事 神皇御  
伯耆并佐野等々 河邊の使部 石田平野  
ホの神皇の御義 下カミハ 情法智回を春日寺  
乃 沖原沙島あり又石神宮の御象 神皇御  
多く勅使石津水詔を大會の上 御象 御義 御次  
侍御導所 下卷の儀 御象 御首 御中  
奉行 蔵の御氣 御象 御首 小御 御書  
と御 御象 御首

長

此一冊は道隆准后親筆之本なり



Handwritten text in the bottom left corner, including a red circular stamp and illegible characters.

